

長野県志賀高原自然保護センター展示改修設計等業務委託 特記仕様書

1 趣旨

長野県志賀高原自然保護センターは、蓮池にある志賀高原総合会館 98 の 2 階に設置されている。

開館から約 27 年が経過し、展示物の老朽化が進んだことや開館から展示改修が行われていないことから施設の魅力が減退しているため、今後の運営管理、利用者拡大等の観点から、展示物の改修等を行う。

2 施設の概要

- (1) 所在地 長野県下高井郡山ノ内町平穏 7148
- (2) 自然公園 上信越高原国立公園（博物展示施設）
- (3) 区分所有 建築面積 981.31 m²（SRC 2 階建）
- (4) 延べ面積 1,352.81 m²（共用部分含む）
- (5) 建設年月日 平成 9 年 6 月 11 日
- (6) 土地所有者 山ノ内町
- (7) 開館期間 通年
- (8) 開館時間 午前 9 時～午後 4 時
- (9) 休館日 年中無休
- (10) 入館料 無料（予定）

3 業務の概要

(1) 業務名

長野県志賀高原自然保護センター展示改修設計等業務委託

(2) 履行期間

設計等委託業務の契約期間は、契約締結日から令和 7 年 3 月 3 日までとする。

(3) 改修予定箇所

ア 展示室（全面改修）

- 展示物 ●既存撤去
- 展示改修に必要な床・壁・天井のやり替え
- 展示改修に必要な電気設備 ●展示改修に必要な機械設備

イ エントランスホール

- 美装・カウンター等の什器、デジタルサイネージ等

ウ レクチャールーム

- 美装・部分改修

4 業務計画及び報告

- (1) 契約締結後、速やかに業務計画書（業務概要、業務実施方針、業務実施体制、業務工程表等）を提出すること。
- (2) 令和6年11月末を目途に展示改修計画・基本設計を確定し、展示等の内容、概算費用を提示すること。
- (3) 関係法令及び条例に基づく各種申請手続きを委託期間内に終了させること。

5 業務内容

(1) 業務上の基本事項

受託者は、「山ノ内町志賀高原自然保護センターリニューアル基本計画（令和6年5月・長野県志賀高原自然保護センター運営協議会）（以下、「基本計画」という。）」の目的が達成できるように業務を進めること。

(2) 展示改修計画・基本設計

- ・展示室のゾーニング及び動線計画、平面計画、立面計画
- ・展示構成、展示手法の検討
- ・展示改修を行う上で必要となる調査（関係機関との調整を含む）
- ・計画内容を反映した概算予算の算出

(3) 展示改修実施設計

- ・上記(2)を踏まえた展示室の内装・造作、展示装置、模型造形、映像音響システム、電気照明等の各種設計
- ・製作を行うグラフィックパネル等のレイアウト図の作成
- ・編集製作を行う映像・音響システムのシノプシス（放映映像の概要やあらすじがわかるもの）の作成
- ・展示改修を行う上で必要となる資料、映像素材の収集、撮影
- ・その他、製作設置を行うにあたり必要となる設計図書類の作成
- ・完成イメージパース（鳥瞰、アイレベル、数については別途協議とする）
- ・展示改修製作設置の工程計画
- ・展示改修製作設置費用の算出

6 基本方針

- ・適宜、協議・報告を行うこと。必要に応じて関係者との協議・調整を行い、協議・報告実施後は必ず打合せ記録簿を作成すること。
- ・志賀高原の特色である国立公園内の自然保護センターとしての学習機能を基本に据え、さらにユネスコエコパークの紹介も加え魅力ある提案をすること。
- ・一時来館者やじっくりと知識を深めたい来館者まで、それぞれが楽しめる提案をすること。

- ・本業務に係る各種会議に参加し、説明及び資料作成等に協力すること。
- ・周辺フィールドに誘う魅力ある提案をすること。
- ・ピクトグラム（絵文字）による案内表示などユニバーサルデザインを考慮すること。
- ・外国人を対象とした多言語解説の表示方法、内容について検討を行うこと。
- ・製作物の構造、デザインは、操作性、安全面、衛生面、バリアフリーを考慮すること。
- ・ライフサイクルコストの低減、維持管理の容易さを考慮すること。
- ・地域産材の積極的な利用を考慮すること。
- ・環境条件（寒冷、高標高、冬期対策など）への対応を十分に考慮すること。
- ・環境負荷（LED照明、省エネルギー等）の低減を考慮すること。

7 適用基準等

設計業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等に従う。ただし、町との協議により提案内容がこれらの基準と同等以上と認められた場合は、この限りではない。

※最新のものを採用すること。

8 成果物、提出部数

ア 展示改修計画・基本設計業務

種別	体裁	部数	備考
①展示改修計画・基本設計図	A4ファイル綴じ (A3折込とする)	1部	
②概算予算書	A4ファイル綴じ	1部	
③打合せ記録	A4ファイル綴じ	1部	
④計画検討にあたっての参考とした資料	A4ファイル綴じ	1部	
⑤上記①～③の電子データが入ったDVD-R	DVD	1枚	データはPDF形式とする

イ 展示改修実施設計業務

種別	体裁	部数	備考
①展示改修実施設計図(完成イメージパース含む)	A4ファイル綴じ (A3折込とする)	1部	
②上記 製本	A3を観音製本	2部	
③資料、映像素材が入った記録媒体	HDD	1部	
④製作設置工程案	A4ファイル綴じ(A3)	1部	
⑤製作設置費予算書	A4ファイル綴じ(A4)	1部	
⑥打合せ記録	A4ファイル綴じ	1部	
⑦上記①～⑥の電子データが入ったDVD-R	DVD-R	1枚	データはPDF形式とする パースはJPG形式とする

9 個人情報の取り扱い及び情報セキュリティ対策

- ・本業務で知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- ・本業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限にとどめ、個人の利益を侵害することのないよう、法令、条例を遵守し適正な取り扱いを確保すること。また、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じること。
- ・成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

10 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

- ア 本業務の履行における成果物の所有権は全て山ノ内町に帰属するものとする。
- イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に山ノ内町に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、山ノ内町は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないように留意すること。

11 その他

- ・受注者は、やむを得ない事情により、本特記仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承諾を得なければならない。
- ・受注者は、本特記仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- ・委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- ・受注者は、本特記仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- ・受注者は、事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うこととする。
- ・本特記仕様書に定めのない事項については、委託者と受注者が協議して決定する。
- ・提出された設計図には、設計に関係した管理技術者、担当技術者の所属、氏名を明

示するとともに、完成図にも同様の表示を行うことに同意すること。